

○東京藝術大学取手校地福利施設利用規則

〔平成4年9月17日〕
制 定

改正 平成11年4月15日 平成13年3月27日
平成16年4月1日 平成25年10月24日
令和7年3月27日

(趣旨)

第1条 東京藝術大学取手校地福利施設（以下「施設」という。）の使用に関し必要な事項については、この規則の定めるところによる。

(目的)

第2条 施設は、東京藝術大学の学生及び役職員の福利厚生のための施設として使用することを目的とする。

(管理責任者)

第3条 施設の管理責任者は、理事（教育担当）とする。

(使用の日時)

第4条 施設の使用時間は、午前9時30分から午後4時までとする。

2 次の各号に掲げる日は、原則として使用を認めない。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に定める休日
- (3) 開学記念日 10月4日
- (4) 12月28日から翌年1月4日まで

3 前2項の規定にかかわらず、理事（教育担当）が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(使用の手続)

第5条 施設の使用を希望する者（以下「使用者」という。）は、使用開始の5日前までに、使用願を理事（教育担当）に提出し、許可を受けなければならない。

(使用日時の変更)

第6条 使用者が使用許可を受けた後において使用日時を変更する場合は、理事（教育担当）に申し出て、その承認を受けなければならない。

(使用の承認)

第7条 理事（教育担当）は、第5条又は前条の規定により施設の使用申請があった場合には、許可書を交付するものとする。

(使用上の遵守事項)

第8条 施設を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用許可を受けた使用目的以外に使用しないこと。また転貸をしないこと。
- (2) 使用時間を遵守すること。
- (3) 火災予防に留意すること。特に、たばこ等の火の始末については、細心の注意を払うこと。
- (4) 事故及び盗難の防止に留意すること。
- (5) 使用後は、室内の整理、整頓、消灯、火気の点検及び戸締りを行うこと。
- (6) その他係員の指示に従うこと。

(鍵の管理)

第9条 施設の鍵は、取手校地美術学部事務室（以下「事務室」という。）で管理する。

2 施設の鍵は、使用を許可された団体の使用責任者が事務室から借用し、使用後は施錠の上、事務室に返還しなければならない。

(損害賠償)

第10条 使用者は、故意又は重大な過失により施設及び設備備品を破損又は滅失した時は、その損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、施設の使用上必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成4年9月17日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年4月15日から施行し、平成11年1月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。